

支援事業・制度の概要

分野	①産業振興、⑥安全・安心
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)
趣旨	漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。
実施主体	都道府県、市町
支援対象事業	<p>○衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備、特認整備</p> <p>○防災関連施設 漁業集落道(避難路)整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設(避難地)整備、土地利用高度化再編整備、用地整備、特認整備</p>
採択要件、補助要件	<p>(1)対象集落要件 ①漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落。 ②閉鎖性水域に面する漁港背後の漁業集落。(※1) ③漁港背後以外の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落。(※1) ④漁獲努力量削減実施計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が1位の漁業集落で同計画を実施する漁業団体の地区内にある漁業集落。 ⑤漁業災害補償法に基づき異常な赤潮による養殖被害をてん補することが可能な水域に面する漁業集落。(※1) ただし、事業採択年度の直近5箇年間に赤潮が発生した海域、又は水質汚濁に係る環境基準について、別に定める基準値を達成していない水域に面する漁業集落に限る。 ⑥緊急に地震防災対策の強化を図る必要性が特に高い地域に立地する漁港背後の漁業集落。(※2) ※1 漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限る。 ※2 防災関連施設の整備を実施するもので、漁業地域防災協議会等を設置した場合に限る。</p> <p>(2)人口要件 対象集落の規模は、人口300人以上5,000人以下。(漁業集落排水施設整備については、人口100人以上5,000人以下) ただし、離島地域、辺地市町、振興山村、過疎地域の各地域においては、人口50人以上5,000人以下。</p> <p>(3)事業費要件 全体事業費が30百万円以上のもの。 (※緑地・広場施設整備の全体計画面積については、2,500㎡以上であること。)</p>
補助率、補助限度額等	国(1/2)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	4月頃 漁港管理者(県、市、町)より県漁港課を経由し国へ要望
最近の実績	豊の浦漁港(伊方町管理)H19~H23 魚泊漁港(宇和島市管理)H7~H20
県の担当窓口	農林水産部 水産局 漁港課 計画係 TEL(089)912-2627(係直) FAX(089)932-5467 メールアドレス gyokou@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	農林水産省 水産庁
関係URL	